

見附市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

見附市長 稲 田 亮

見附市条例第 1 7 号

見附市都市計画税条例の一部を改正する条例

見附市都市計画税条例（昭和 5 3 年見附市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 7 項」を「附則第 1 5 条第 3 6 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 8 項」を「附則第 1 5 条第 3 7 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 4 2 項」を「附則第 1 5 条第 4 1 項」に改める。

附則第 6 項第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

附則第 1 6 項中「第 3 4 項まで、第 3 7 項、第 3 8 項、第 4 2 項若しくは第 4 5 項」を「第 3 3 項まで、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 1 項若しくは第 4 4 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の見附市都市計画税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。